

議第156号

呉市農村整備公園設置条例等の一部を改正する条例の制定について
 呉市農村整備公園設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

(呉市農村整備公園設置条例の一部改正)

第1条 呉市農村整備公園設置条例(平成18年呉市条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 農村集落における豊かな自然環境を修景化するとともに保全し、市民に憩いの場及び自然とのふれあいの場を提供することにより都市と農村との交流の増進を図り、もって農村地域の活性化に資することを目的として、呉市農村整備公園(以下「公園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほたるの里</td> <td>呉市下蒲刈町下島字土谷69 3番地の2ほか</td> </tr> <tr> <td>牛ヶ首公園</td> <td>呉市下蒲刈町下島字池之浦8 40番地ほか</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十文字山公園</td> <td>呉市豊浜町大字豊島字大石1 098番地の2ほか</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		ほたるの里	呉市下蒲刈町下島字土谷69 3番地の2ほか	牛ヶ首公園	呉市下蒲刈町下島字池之浦8 40番地ほか	略		十文字山公園	呉市豊浜町大字豊島字大石1 098番地の2ほか	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 農村集落における豊かな自然環境を修景化するとともに保全し、市民に憩いの場及び自然とのふれあいの場を提供することにより都市と農村との交流の増進を図り、もって農村地域の活性化に資することを目的として、呉市農村整備公園(以下「公園」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 85%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ほたるの里</td> <td>呉市下蒲刈町下島字棒業69 3番地の2ほか</td> </tr> <tr> <td>牛ヶ首公園</td> <td>呉市下蒲刈町下島字池之浦1 0840番地ほか</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十文字山公園</td> <td>呉市豊浜町大字豊島字大石1 1098番地の2ほか</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		ほたるの里	呉市下蒲刈町下島字棒業69 3番地の2ほか	牛ヶ首公園	呉市下蒲刈町下島字池之浦1 0840番地ほか	略		十文字山公園	呉市豊浜町大字豊島字大石1 1098番地の2ほか
名称	位置																								
略																									
ほたるの里	呉市下蒲刈町下島字土谷69 3番地の2ほか																								
牛ヶ首公園	呉市下蒲刈町下島字池之浦8 40番地ほか																								
略																									
十文字山公園	呉市豊浜町大字豊島字大石1 098番地の2ほか																								
名称	位置																								
略																									
ほたるの里	呉市下蒲刈町下島字棒業69 3番地の2ほか																								
牛ヶ首公園	呉市下蒲刈町下島字池之浦1 0840番地ほか																								
略																									
十文字山公園	呉市豊浜町大字豊島字大石1 1098番地の2ほか																								

(ふるさと産品加工施設設置条例の一部改正)

第2条 ふるさと産品加工施設設置条例(平成15年呉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 農林水産業の活性化及び振興を図るとともに、地域の活性化及び市民福祉の増進に寄与するため、ふるさと産品加工施設(以下「加工施設」という。)を次のように設置する。</p>	<p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 農林水産業の活性化及び振興を図るとともに、地域の活性化及び市民福祉の増進に寄与するため、ふるさと産品加工施設(以下「加工施設」という。)を次のように設置する。</p>

名称	位置
海駅梶ヶ浜ふるさと と産品加工センター	呉市下蒲刈町下島 <u>8</u> <u>39番地の16</u>
姫ひじき塩の家	呉市下蒲刈町下島 <u>8</u> <u>39番地の16</u>
略	

名称	位置
海駅梶ヶ浜ふるさと と産品加工センター	呉市下蒲刈町下島 <u>1</u> <u>0839番地の16</u>
姫ひじき塩の家	呉市下蒲刈町下島 <u>1</u> <u>0839番地の16</u>
略	

(ふるさと体験交流施設設置条例の一部改正)

第3条 ふるさと体験交流施設設置条例(平成17年呉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
(目的及び設置) 第1条 農林漁業体験等を通じて都市住民との交流を深め、もって農林漁業の振興と地域の活性化に寄与するため、ふるさと体験交流施設(以下「体験交流施設」という。)を次のように設置する。	(目的及び設置) 第1条 農林漁業体験等を通じて都市住民との交流を深め、もって農林漁業の振興と地域の活性化に寄与するため、ふるさと体験交流施設(以下「体験交流施設」という。)を次のように設置する。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コテージ梶ヶ浜</td> <td>呉市下蒲刈町下島<u>8</u> <u>39番地の16</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	コテージ梶ヶ浜	呉市下蒲刈町下島 <u>8</u> <u>39番地の16</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コテージ梶ヶ浜</td> <td>呉市下蒲刈町下島<u>1</u> <u>0839番地の16</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	コテージ梶ヶ浜	呉市下蒲刈町下島 <u>1</u> <u>0839番地の16</u>
名称	位置								
コテージ梶ヶ浜	呉市下蒲刈町下島 <u>8</u> <u>39番地の16</u>								
名称	位置								
コテージ梶ヶ浜	呉市下蒲刈町下島 <u>1</u> <u>0839番地の16</u>								

(呉市漁業共同利用施設設置条例の一部改正)

第4条 呉市漁業共同利用施設設置条例(昭和57年呉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
(目的及び設置) 第1条 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るため、呉市漁業共同利用施設(以下「施設」という。)を次のように設置する。	(目的及び設置) 第1条 漁業者の経営の安定及び環境の整備を図るため、呉市漁業共同利用施設(以下「施設」という。)を次のように設置する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒲刈漁業用作 業保管施設</td> <td>呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1320番地15</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		蒲刈漁業用作 業保管施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1320番地15</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蒲刈漁業用作 業保管施設</td> <td>呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>11320番地14</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		蒲刈漁業用作 業保管施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>11320番地14</u>	略	
名称	位置																
略																	
蒲刈漁業用作 業保管施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1320番地15</u>																
略																	
名称	位置																
略																	
蒲刈漁業用作 業保管施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>11320番地14</u>																
略																	

蒲刈水産物荷 さばき施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 3 2 0 番地 1 5</u>	蒲刈水産物荷 さばき施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 1 3 2 0 番地 1 5</u>
略		略	

(呉市漁船巻揚施設設置条例の一部改正)

第5条 呉市漁船巻揚施設設置条例(平成4年呉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
(目的及び設置)	(目的及び設置)																								
第1条 漁船の安全な操業と維持管理を図るための整備、補修等を行う場を提供し、もって漁業経営の安定に資するため、漁船巻揚施設(以下「施設」という。)を次のように設置する。	第1条 漁船の安全な操業と維持管理を図るための整備、補修等を行う場を提供し、もって漁業経営の安定に資するため、漁船巻揚施設(以下「施設」という。)を次のように設置する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮盛漁船巻揚施設</td> <td>呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 3 2 0 番地 1 5 地先</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安浦漁船巻揚施設</td> <td>呉市安浦町大字三津口 1 7 1 6 番地地先</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		宮盛漁船巻揚施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 3 2 0 番地 1 5 地先</u>	略		安浦漁船巻揚施設	呉市安浦町大字三津口 1 7 1 6 番地地先	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮盛漁船巻揚施設</td> <td>呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 1 3 2 0 番地 1 4 地先</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安浦漁船巻揚施設</td> <td>呉市安浦町三津口4丁 <u>且 1 7 1 6 番地地先</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		宮盛漁船巻揚施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 1 3 2 0 番地 1 4 地先</u>	略		安浦漁船巻揚施設	呉市安浦町三津口4丁 <u>且 1 7 1 6 番地地先</u>	略	
名称	位置																								
略																									
宮盛漁船巻揚施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 3 2 0 番地 1 5 地先</u>																								
略																									
安浦漁船巻揚施設	呉市安浦町大字三津口 1 7 1 6 番地地先																								
略																									
名称	位置																								
略																									
宮盛漁船巻揚施設	呉市蒲刈町宮盛字鬼谷 <u>1 1 3 2 0 番地 1 4 地先</u>																								
略																									
安浦漁船巻揚施設	呉市安浦町三津口4丁 <u>且 1 7 1 6 番地地先</u>																								
略																									

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことによる地番の変更等に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。